

胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業
補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、胎児性・小児性水俣病患者が在宅で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、胎児性・小児性水俣病患者とは、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 水俣病認定患者であること。
- (2) 原則として、当該事業実施年度の4月1日現在で65歳未満であること。
- (3) 原則として、熊本県内に居住し、在宅で生活していること。

(補助対象期間)

第3条 補助金の対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの期間とする。

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が胎児性・小児性水俣病患者向けに実施するバリアフリー化等の住宅改造に対し助成する事業(以下「住宅改造助成事業」という。)とする。

2 補助事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 取組内容が法令等に違反しないこと。
- (2) 事業に着手していないこと。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) その他補助事業の目的及び趣旨に反しないこと。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、胎児性・小児性水俣病患者の居住地を管轄する市町村とする。

(補助対象経費及び補助率)

第6条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率(補助回数・補助上限額)は、別表第1のとおりとする。ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における消費税及

び地方消費税相当分は除くものとする。

- 2 補助事業に国、県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金、賛助金等の収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の算出方法)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費の合計実支出額と補助上限額を比較して少ない方の額と、総事業費から国、県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金、賛助金等の収入を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業(変更)計画書(別記第2号様式)
- (2) 補助金所要額調書(別記第3号様式)
- (3) 収支予算書(別記第4号様式)
- (4) 歳入歳出予算書(見込)抄本(別記第5号様式)
- (5) その他参考となる書類

(補助金交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業を中止又は廃止する場合は、別記第6号様式による申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第7号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却に資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)で定める期間を経過するまでは別記第8号様式による申請書を、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号。以下「承認基準」という。)に定める包括承認事項に係るものについては、別記第8号の2様式による報告書を知事に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了

後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (6) 補助事業の経理を行うに当たっては、補助事業以外の事業を厳に区別して行うものとする。
- (7) 第15条の規定による補助金の額の確定後、当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合は、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、補助事業者は、当該消費税等相当額を県に納付するものとする。

(決定の通知)

第10条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第11条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業の主要部分(補助目的にかかわる事業内容、事業実施時期)の変更
 - (2) 事業内容の変更に伴う補助所要額の変更
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第11号様式によるものとし、事業変更計画書及び変更後収支予算書はそれぞれ別記第2号の2様式及び別記第4号の2様式によるものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第10号の2様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第10号の3様式)による行うものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第 1 3 条 規則第 1 1 条の規定による状況報告は、知事が必要であると認めて指示をした場合に行うものとする。

2 前項の状況報告は、遂行状況報告書(別記第 1 2 号様式)によるものとし、その提出部数は、1 部とする。

(実績報告)

第 1 4 条 規則第 1 3 条の実績報告書は、別記第 1 3 号様式によるものとする。

2 規則第 1 3 条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書(別記第 2 号の 3 様式)

(2) 補助金精算額調書(別記第 3 号の 2 様式)

(3) 収支決算書(別記第 4 号の 3 様式)

(4) 歳入歳出決算書(見込)抄本(別記第 5 号の 2 様式)

(5) しゅん工検査復命書又は工事完了確認書の写し

(6) その他参考となる書類

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、事業完了後 3 0 日を経過した日又は当該事業実施年度の 3 月末日までのいずれか早い日とする。

4 第 1 項の実績報告書により実績報告を行うに当たって、仕入控除を行う場合は、補助金に係る消費税及び地方消費税を補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 5 条 規則第 1 4 条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第 1 4 号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第 1 6 条 規則第 1 6 条第 1 項の請求書は、別記第 1 5 号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書(別記第 1 6 号様式)及び補助金概算払請求書(別記第 1 5 号の 2 様式)によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第 1 7 条 規則第 2 3 条に規定する別に定める期間は 5 年とし、別記第 1 7 号様式による補助金調書を作成するものとする。

(雑則)

第 1 8 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要項による改正後の胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金交付要項の規定は、平成27年度以後の補助金について適用し、平成26年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成30年6月18日から施行し、改正後の胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金交付要項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要項による改正後の胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金交付要項の規定は、平成30年度以後の補助金について適用し、平成29年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)3月26日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助対象経費	補助率（補助回数・補助上限額）
<p>玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の胎児性・小児性水俣病患者が利用する部分であって、当該胎児性・小児性水俣病患者向けに実施する改造に要する費用（本工事費、付帯工事費及び調査費に限る。）について、補助事業者が胎児性・小児性水俣病患者に助成を行う場合における当該助成に要する扶助費</p>	<p>10分の10（胎児性・小児性水俣病患者1人について原則として3回以内、この補助金と平成25年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金との合計で金90万円以内。ただし、障害者総合支援法における日常生活用具給付等事業の住宅改修事業、介護保険法における介護保険住宅改修費又は熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業における補助対象額を除く。）</p>
<p>補助事業者が上欄に掲げる助成を行う場合における事務に係る次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）賃金 （2）共済費 （3）旅費 （4）需用費（消耗品費及び印刷製本費等） （5）役務費（通信運搬費及び手数料等） （6）使用料及び賃借料 （7）その他補助事業実施に必要な経費と知事が認めた経費 	<p>10分の10（胎児性・小児性水俣病患者から補助事業者への申請1件につき、金1万円以内）</p>

別記第 1 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

住所

申請者

関係市町長名

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金

申請書

年度において、胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業を実施した
いので、補助金 金 円を交付されるよう、熊本県補助金等
交付規則第 3 条及び胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金補助金
交付要項第 8 条の規定により、下記の関係書類を添えて提出します。

記

- 1 事業（変更）計画書
- 2 補助金所要額調書
- 3 収支予算書
- 4 歳入歳出予算書（見込）抄本
- 5 その他参考となる書類

事業計画書

事業実施者			
事業実施目的			
事業実施内容			
事業実施予定期間	年	月	日から
	年	月	日まで
事業実施場所			
事業費	区分	金額（円）	備考
	総事業費（A）		
	寄付金その他の収入（B）		
	差引（C = A - B）		
	補助対象経費（D）		

- (注)
- 1 は実施する事業について、その具体的な事業項目、客体、事業の実施方法、スケジュール等を詳細に記入すること。また、障害者総合支援法における日常生活用具給付等事業の住宅改修事業、介護保険法における介護保険住宅改修費又は熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業による助成実績の有無（有の場合は、助成年度及び助成内容）を記入すること。
 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ用の用紙）を添付すること。

別記第2号の2様式(第11条関係)

事業変更計画書

事業実施者			
事業実施目的			
事業変更内容			
事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
事業実施場所			
事業費	区分	金額(円)	備考
	総事業費(A)		
	寄付金その他の収入(B)		
	差引(C = A - B)		
	補助対象経費(D)		

(注)1 見積書を添付すること。

2 は、上段括弧書き：前回までの交付決定額、下段：変更交付申請額とする。

3 記入欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズの内紙)を添付すること。

事業実績書

事業実施者			
事業実施目的			
事業実施内容			
事業実施期間	年	月	日から
	年	月	日まで
事業実施場所			
事業費	区分	金額(円)	備考
	総事業費(A)	()	
	寄付金その他の収入(B)	()	
	差引(C = A - B)	()	
	補助対象経費(D)	()	

1 は実施する事業について、その具体的な事業項目、客体、事業の実施方法等を詳細(注)に記入すること。また、住宅改造を行った利用者の氏名及び当事業による過去の助成実績についても記入すること。

2 は、事業実施計画時の金額を上段()にて記載すること。

3 補助対象事業の概要を示す写真を添付すること。

4 記入欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズの内紙)を添付すること。

別記第3号様式(第8条関係)

補助金所要額調書

補助事業者名:

(単位:円)

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	補助対象経費の支出予定額	補助上限額	選定額	補助基本額	仕入に係る消費税等相当額	要補助金額 (千円未満切捨)	備考
	(A)	(B)	(C) (A) - (B)	(D)	(E)	(F) (D)と(E)を 比較して少ない額	(G) (C)と(F)を 比較して少ない額	(H)	(I) (G) - (H)	備考
扶助費										
事務費										
合 計					/	/				

- (注) (1) (A)「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
 (2) (D)「補助対象経費の支出予定額」には、総事業費のうち補助対象となる経費を記入すること。
 (3) (F)「選定額」欄は、(D)「補助対象経費の支出予定額」欄と(E)「補助上限額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (4) (G)「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(F)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (5) (H)「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
 (6) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

別記第3号の2様式(第14条関係)

補助金精算額内訳書

補助事業者名: _____

(単位:円)

	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引額 (C) (A) - (B)	補助対象経費の 実支出額 (D)	補助上限額 (E)	交付決定時の選定 額 (F)	選定額 (G) (D)(E)(F)を 比較して少ない額	補助基本額 (H) (C)と(G)を 比較して少ない額	仕入に係る消費税 等相当額 (I)	要補助金額 (千円未満切捨) (J) (H) - (I)	交付決定額 (K)	交付決定額のうち 受入済額 (L)	差引過不足額 (M) (L) - (K)	備考
扶助費														
事務費														
合 計														

- (注) (1) (A)「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
 (2) (D)「補助対象経費の実支出額」には、総事業費のうち補助対象となる経費で支出済みの額を記入すること。
 (3) (G)「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額」欄と「基準額」欄と「交付決定時の選定額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (4) (H)「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(G)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (5) (I)「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
 (6) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

収支予算書

<本書は、補助対象事業のみの収支について記入すること。>

1 収入

区 分		予算額(円)	備 考
胎児性・小児性水俣病患者住 宅改造助成事業補助金	ア		
	イ		
	ウ		
	エ		
その他(具体的に記入)	オ		
収入合計	ア～オ		-

2 支出

経費内訳		予算額(円)	積算根拠
補 助 対 象 と な り う る 経 費			
	補助対象経費 計	カ	-
補 助 対 象 外 経 費			
	補助対象外経費 計	キ	-
支出合計	カ～キ		-

欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズ)を添付すること。

補助対象経費は、要項別表第1を参照すること。

別記第4号の2様式(第11条関係)

変更後収支予算書

<本書は、補助対象事業のみの収支について記入すること。>

1 収入

区 分		予算額(円)	変更後予算額(円)	備 考
胎児性・小児性水俣病患者 住宅改造助成事業補助金	ア			
	イ			
	ウ			
	エ			
その他(具体的に記入)	オ			
収入合計	ア～オ			-

2 支出

経費内訳		予算額(円)	変更後予算額(円)	積算根拠
補助 対象 となり うる 経費				
	補助対象経費 計	カ		-
補助 対象 外 経費				
	補助対象外経費 計	キ		-
支出合計	カ～キ			-

欄が不足する場合は、適宜別紙(A4 サイズ)を添えること。

別記第4号の3様式(第14条関係)

収支決算書

<本書は、補助対象事業のみの収支について記入すること。>

1 収入

(単位:円)

区 分		予算額	決算額	差引増減額	備 考
胎児性・小児性水俣病患者住 宅改造助成事業補助金	ア				
	イ				
	ウ				
	エ				
その他(具体的に記入)	オ				
収入合計	ア～オ				-

2 支出

(単位:円)

経費内訳		予算額	決算額	差引増減額	
補助 対象 となり うる 経費					
	補助対象経費 計	カ			
補助 対象 外 経費					
	補助対象外経費 計	キ			
支出合計	カ～キ				

欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズ)を添付すること。

補助対象経費は、要項別表第1を参照すること。

年度歳入歳出予算書(見込)抄本

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
事 項	金 額	事 項	金 額
(款) (項) (目) (節) 一 般 財 源		(款) (項) (目) (節)	
合 計		合 計	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

別記第5号の2様式(第14条関係)

年度歳入歳出決算書(見込)抄本

(単位:千円)

歳入		歳出	
事項	金額	事項	金額
(款) (項) (目) (節) 一般財源		(款) (項) (目) (節)	
合計		合計	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

別記第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

補助事業者 住所
関係市町長名

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業の中止
（廃止）承認申請書
年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業を次のとおり中止（廃
止）したいので、申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）後の措置

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者 住所
関係市町長名

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金事業事故報告書

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業に事故が生じたので、報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び補助金の交付決定額
- 4 事故に対してとった措置及びとるべき措置
- 5 その他必要な事項

様

住所
氏名

年度胎児性・小児性住宅改造助成事業財産処分承認申請について

年度胎児性・小児性住宅改造助成事業により取得した財産について、次のとおり処分をしたいので、申請します。

- 1 処分の種類 (該当するものに)
(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

補助事業者		施設名		所在地	
施設(設備)種別		建物構造		処分に係る 建物延面積	建物延面積 の全体
		造		m ²	m ²
補助相当額 (処分に係る部分の額)	補助額全体	総事業費	補助年度	処分制限期間	経過年数
円	円	円	年度	年	年
うち 国庫補助額	うち 国庫補助額				
円	円				
県費補助額	県費補助額				
円	円	処分の内容			処分予定年月日
譲渡予定額 (譲渡の場合)	評価額	評価額の算出方法 (いずれかに)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 ・ 無)

- ・ 無の場合
(「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」(以下「承認基準」という。)の第3「国庫納付に関する承認基準」の該当項目に)
- ・ 地方公共団体 (1) (イ(ア) イ(イ) イ(ウ))
- ・ 有の場合 (承認基準の第4の1(有償譲渡又は有償貸付)の該当項目に)
- ・ 地方公共団体 (1)a (1)b (1)c (2)

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面(補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・ 補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「 施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)名又は補助事業に係る施設(設備)名を記載すること。
- (2) 「 建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「 処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例： 施設を 施設に転用。
施設の一部を転用し、 施設と 施設に変更。
施設の余裕部分(室)を 事業を行う場所に転用。
法人 に譲渡し、同一事業で継続。
設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- (4) 「 評価額」欄には、減価償却後の額を記載し、「 評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

様

住所
氏名

年度胎児性・小児性住宅改造助成事業財産処分等の報告について

年度胎児性・小児性住宅改造助成事業により取得した財産の処分について、次のとおり報告します。

- 1 処分の種類 (該当するものに)
(転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

補助事業者		施設名		所在地					
施設(設備)種別		建物構造		処分に係る 建物延面積	建物延面積 の全体				
		造		m ²	m ²				
補助相当額 (処分に係る部分の額)	補助額全体	総事業費	補助年度	処分制限期間	経過年数				
円	円	円	年度	年	年				
うち	うち								
<table border="1"> <tr> <td>国庫補助額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>県費補助額</td> <td>円</td> </tr> </table>	国庫補助額					円	県費補助額	円	<table border="1"> <tr> <td>国庫補助額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>県費補助額</td> <td>円</td> </tr> </table>
国庫補助額	円								
県費補助額	円								
国庫補助額	円								
県費補助額	円								
処分の内容				処分予定年月日					

3 経緯及び処分の理由

- 4 「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の第2の2の該当項目(番号を
で囲む。)

・地方公共団体 (1)ア (1)イ (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)名又は補助事業に係る施設(設備)名を記載すること。
- (2) 「建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例： 施設を 施設(定員 名)に転用。
施設の一部を転用し、 施設(定員 名)と 施設(定員 名)に変更。
施設の余裕部分(室)を 事業を行う場所に転用。
法人 に譲渡し、同一事業・定員で継続。
設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

熊本県知事 様

補助事業者 住所
関係市町長名

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業の仕入れ
に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった年度胎児性・
小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金について、胎児性・小児性水俣病
患者住宅改造助成事業補助金交付要項第9条第8号の規定により、下記のとおり
報告します。

記

- 1 胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金交付要項第15条に基
づく交付確定通知書における交付確定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3 - 2）
金 円
- 5 参考となる他の書類（3の金額の内訳等）

第 号
年 月 日

関係市町長名 様

熊本県知事

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金交
付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度胎児性・
小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金については、熊本県補助金等交付規
則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規
則第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額： 円

2 補助の条件

本補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、要項第9条各
号に掲げる条件を遵守すること。

別記第10号の2様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

関係市町長名 様

熊本県知事

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金変更
交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度胎児性・
小児性水俣病患者住宅改造助成事業の下記の変更については、熊本県補助金等
交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定によ
り準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 : 円
(前回までの決定額 円)

2 変更の内容

3 補助の条件

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、要項第9条各
号に掲げる条件を遵守すること。

別記第10号の3様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

関係市町長名 様

熊本県知事

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業の下記の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 補助の条件

本補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、要項第9条各号に掲げる条件を遵守すること。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者 住所
関係市町長名

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度胎児性・
小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金補助対象事業を下記のとおり変更し
たいので、熊本県補助金等交付規則第 7 条及び胎児性・小児性水俣病患者住宅
改造助成事業補助金交付要項第 1 1 条の規定により関係書類を添えて申請しま
す。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の内容
事業変更計画書のとおり
- 3 計画変更の理由
事業変更計画書のとおり
- 4 関係書類
 - ・ 事業変更計画書
 - ・ 変更後収支予算書 (収支予算に変更がある場合)
 - ・ その他知事が必要と認める書類

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

補助事業者 住所
関係市町長名

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった年度胎児性・
小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助対象事業の遂行状況について、熊本県
補助金等交付規則第 1 1 条及び年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業
補助金交付要項第 1 3 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業費

2 着手年月日

3 完了予定年月日

4 年 月末の出来高

円 (支払済額)
(事業進捗状況)

6 備考 事業実施上の問題点があれば記入してください。

--

別記第13号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

補助事業者 住所
関係市町長名

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金実
績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった年度胎児性・
小児性水俣病患者住宅改造助成事業について、熊本県補助金等交付規則第13
条及び胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金交付要項第14条の
規定により下記の関係書類を添えて提出します。

記

- 1 事業実績書
- 2 補助金精算額調書
- 3 収支決算書
- 4 歳入歳出決算書（見込）抄本
- 5 しゅん工検査復命書工事完了確認書の写し
- 6 その他参考となる書類

別記第14号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

関係市町長名 様

熊本県知事

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金交
付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました 年度胎児
性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金については、熊本県補助金等交
付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額：金 円
- 2 交付確定額：金 円

別記第 1 5 号様式 (第 1 6 条関係)

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金
交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました
年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金として、下記の金額
を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 1 6 条の規定により、請求します。
記

請求額 金 円

補助金振込先	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通 2 当座	いずれかに
	口座番号		
	口座名義		

年 月 日

補助事業者 住所
関係市町長名

熊本県知事

様

別記第 15 号の 2 様式 (第 16 条関係)

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金
概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました
年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金のうち、下記の金額を
交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 16 条及び胎児性・小児性水俣患者
住宅改造助成事業補助金交付要項第 16 条第 2 項の規定により、関係書類を
添えて請求します。

記

請求額 金 円

補助金振込先	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通 2 当座	いずれかに
	口座番号		
	口座名義		

年 月 日

補助事業者 住所
関係市町長名

熊本県知事

様

添付書類

- 1 契約書 (契約をした場合) の写し
- 2 その他参考資料

熊本県知事 様

補助事業者 住所
関係市町長名

年度胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金概
算払申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度胎児性・
小児性水俣病患者住宅改造助成事業補助金の交付を下記のとおり概算払により
受けたいので、熊本県補助金等交付規則第16条及び胎児性・小児性水俣病患
者住宅改造助成事業補助金交付要項第16条第2項の規定により、申請します。

記

1 概算払申請額等

概算払申請額:	円
交付決定額:	円
受領済額:	円
今回概算払申請額:	円
残 額:	円

2 概算払を必要とする理由及び概算払申請額積算の根拠

(理由)

(積算根拠)

年度胎児性・小児性住宅改造助成事業補助金調書

市町村

(単位:円)

都 道 府 県			市町村										備 考	
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入				歳出							
			科目	予算現額	収入済額	うち国庫補助金相当額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額		うち国庫補助金相当額
計														

- (注) 1. 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目及び節を、歳出にあつては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
4. 補助事業費の市町村の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に国庫補助金額を内書()をもって付記すること。
- (注) 請負契約その他の契約を締結したときは、予定価格見積調書又はこれに代わるべき書類、競争公告又はこれに代わるべき書類、入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類、契約書又はこれに代わるべき書類(工事請負契約書には該当工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。)等の関係書類を5年間整理保存しておくものとする。